

都市計画税の用途について

都市計画税は「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	決算額
1 款 町税	5 項 都市計 画税	1 目 都市計 画税	現年課税分	287,605
			滞納繰越分	2,724
計				290,329

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業	事業費	財源内訳			都市計画税 充当可能経費
					国県支出金	その他	一般財源	
8 款 土木費	4 項 都市計 画費	1 目 都市計 画総務 費	都市計画総務一般事務費	2,168			2,168	66
			都市整備課職員人件費	22,900	107	465	22,328	14,979
			都市整備課（事業費支弁）職員人件費	16,938			16,938	16,938
		3 目 公共下 水道費	公共下水道事業特別会計繰出金	341,050			341,050	331,565
		4 目 公園費	都市公園整備事業費	99,522	18,100	9,000	72,422	72,422
1 2 款 公債費	1 項 公債費	1 目 元金	町債償還元金 （都市計画事業に係る償還元金）	39,786			39,786	39,786
		2 目 利子	町債等償還利子 （都市計画事業に係る償還利子）	628			628	628
計				522,992	18,207	9,465	495,320	476,384